

2020年11月30日

国家市場監督管理総局 御中

一般社団法人電子情報技術産業協会  
法務・知的財産部会 データ利活用検討 TF

中華人民共和国「プラットフォームの経済領域における独占禁止行為の指針」  
に対する意見

我々電子情報産業技術協会（JEITA）は、素材から電子部品や半導体、また、民生電子製品から産業システム機器、さらには、IT製品からソリューションサービス等を含む日本の代表的な電子情報産業の業界団体です。約400社の会員企業の事業は広くグローバルに展開されており、事業規模は日本国内約14兆円、海外約26兆円に及びます。

当協会は、今回示された指針の方向性に賛同するとともに、適切に運用がなされることを期待いたします。

ただし、第11条(3)については修正を希望いたします。具体的には、当該条項において、市場支配的地位を認定又は推定する要素として「所有する知的財産権」が規定されていますが、全ての知的財産権を対象にして市場支配的地位を有すると認定又は推定すべきではないと考えます。

理由としては、本指針第11条が引用する独占禁止法 第18条、第19条は「市場支配的地位」を認定するための要素として「知的財産権」を規定しておらず、また、独占禁止法第55条の規定によると、知的財産権を法令の規定に基づき知的財産権を行使する行為については適用しないことが明記されています。よって、市場支配的地位の考慮要素として、単に「所有する知的財産権」と規定することは不適切であると考えます。

さらに、国務院独占禁止委員会の「知的財産権分野の独占禁止に関する指南」第2条には、事業者が知的財産権を有することを理由に、関連市場において市場支配的地位を有すると推定しない、と規定されることから、単に「所有する知的財産権」と規定することは独占禁止委員会の指南とも矛盾しており、不適切です。

事業者が知的財産権を保有することにより、市場支配的地位を有するには、例えば、市場の大多数が当該規格を採用しているため実質的に他の選択肢がない標準規格に必須な特許を多数保有する場合などであり、複合的かつ複雑な判断が必要と考えられるため、単に「所有する知的財産権」と規定するのであれば、その記載を削除することを希望いたします。

以上